第4回滋賀県子ども若者審議会 社会的養護検討部会 概要

1 開催日時・場所

令和 2年 2月 6日 (木) 10 時 00 分 \sim 12 時 00 分 県庁北新館中会議室

2 出席委員(五十音順、敬称略)

宇田達夫、大久保和久、甲津貴央、小寺恵正、佐藤哲也、中川泰彦、野田正人、 渕元純子、山本朝美

3 議題

- (1) 次期滋賀県児童虐待防止計画(原案)に対して出された意見とそれらに対する考え 方について
- (2) その他

(事務局) 滋賀県子ども若者審議会規則第5条第7項において準用する第4条第3項の 規定により、委員の過半数の出席があることから、本部会は成立していることを報告。

(事務局) <u>資料1</u>により、次期滋賀県児童虐待防止計画(原案)に対して出された意見と それらに対する考え方について、<u>参考資料1</u>により里親委託率の目標の考え方等について 説明。

(委員)令和11年度の里親委託率の目標値について、国が示している社会的養育ビジョンに近い数値になっている。児童の権利が第一であって、親権はその次であると考えるべきであるが、親権も大事であり、保護者をいかに説得するかが大事である。児童相談所の里親専任職員が保護者の説得にあたっていただけるという理解でよいか。

(事務局) 里親養育支援専任の児童福祉司と担当のケースワーカーとが連携して対応して いくものと考えている。

(委員)過去から里親会として里親養育支援専任の児童福祉司の配置を要請してきているが、現時点では虐待対応職員との兼任となっている。専任の配置を実現していただけると理解してよいか。また、令和3年度からか。

(事務局) 国の児童虐待防止対策体制総合強化プランや政令に基づき、令和4年度からの配

置に向けて進めていく。

(部会長) 里親委託が必要だが、保護者の反対がある場合に児童福祉法 28 条を適用できるようにするといった議論も出てくるように思う。子どもが反対していることについても、里親を知らないから反対しているのかといった面もある。里親養育支援の専任の児童福祉司の役割は単に委託率を上げるだけでなく、未委託の里親にいかに委託するかといったこともある。社会的養護を検討し始めた時点で里親委託を出発点に考えるなど、ケースワークのスタンダードをどこに置くかである。里親のリクルートについては児童相談所だけでなく市町にも協力してもらう必要がある。また、未委託里親の状況把握も必要である。市町に話を聞くと、一時保護を解除して家庭に復帰させるのはリスクがあるのに帰しているのは、社会的養護のキャパシティの問題と捉えている面がある。構造の転換をしていく上で、今回の計画は重要だと考えている。

(委員)里親委託率については、国から厳しく求められているというのは事実としてある。 子どもを育てる家庭をどう支援するか。里親委託率のアップだけでなく支援が必要な子育 て家庭への支援の在り方について、転換期になるべきものだと考える。

(委員)現状、社会的養護が必要となった子どもに対して、児童相談所が里親や施設への措置を考える際、どのように対応がされているのか。

(中央子ども家庭相談センター) 一時保護所での監護の中での見立て、子どもの特性、年齢等を考慮し、まずは里親・ファミリーホームへの委託を検討しているところであるが、保護者の反対や子どもの状態等から施設入所の措置が必要な場合も多い。里親委託率を上げることと並行して、ショートステイ等の子育て支援の社会資源の充実が必要である。

(委員)施設入所が減っているようだが、施設入所から里親委託へのシフトは既定路線ということか。

(中央子ども家庭相談センター)施設が空いておらず、県外に措置している子どももおり、 現場の実感としては、施設入所が必要な子どもが減っているという感じではない。施設入所 の枠を拡充していくこともあわせて必要と考えている。

(委員)参考資料1の里親委託率の算定方法はこれがスタンダードか。里親委託が増えるということは施設への入所者数にも影響がでるのか。

(事務局) 社会的養護が必要な子どもを全体として300人と見込んでいる。そこから里親

委託見込み数を差し引いて施設入所者数を見込んでいるため影響はある。

(部会長)諸外国と比較すると日本の社会的養護対象者数は著しく低い。国際標準では要保護児童はみんな家庭から離せという考え方となっている。そもそもの日本と母数の捉え方が違う。社会的養護対象者数が決まっている中において、里親委託と施設入所の按分の話だけでなく、対象者の数そのものがこれで良いのかという話もある。

(委員) NO.10 の子どもの意思が尊重されていないとの意見について、子どもの意見と処 遇方針が合致しない場合に児童福祉審議会の意見を聞くという仕組みがある。それについ ても触れてもよいのではないか。

また、NO.13 は市への通告時における職員の訪問に関する意見であるが、他府県が実施 しているような安全確認の委託が県内でもできるのか。

(事務局) 意見は市への通告についてだが、回答は児相への通告を想定して記載している。

(部会長) 意見と回答にずれがあるように感じる。また、中核市の児相設置について、回答では「大津市」と書いてあるが、一般の人は県内の中核市が大津市1市であることは知らない方もいると思われるので、「中核市である大津市」としてはどうか。

虐待通告時の安全確認業務の委託についてだが、安全確認の結果、その場で直ちに保護が 必要な場合もある。果たして委託で大丈夫かという思いもある。研究が必要である。

(委員) 意見の中では「市の職員」と書いてあるが、これが市の職員か県の職員かは本筋ではない。両方の視点から回答すればよいのではないか。

(部会長)通報があった際の安全確認は、必ずしも通報の受理者がすることとはされていない。一方で、通報があったときに近所の人が行けばいいというものでもない。

また、一時保護の実施にあたって、「子どもの意見を聞きながら」となっているが、その 考え方はどうか。

(事務局)子どもの意見を聞きつつも、一時保護については、安全確保を最優先に躊躇なく 実施する必要があるため、パブリックコメントでの意見を踏まえ、このように記載したもの である。

(部会長)子どもの権利条約に関わる重要なところである。子どもの意見を理解したうえで、 措置や分離の責任は知事にあるという構図をはっきりしておかないといけない。全国的な 事例として本来保護すべきケースを家庭復帰させた理由として「子どもが一時保護は嫌だ と言ったから」というものがあった。最終的には行政の責任で判断すべきものである。本人が嫌だと言ってもアセスメントの必要性があれば保護は必要であり、あまり踏み込んだ表現とするのはどうかと思う。この表現については私が引き取って事務局と調整して対応することとしてよいか。

(委員) 一時保護した後にしっかり子どもの意見を踏まえて処遇を検討する必要はあるが、一時保護の場面で、「子どもの意見を聞きながら」という余裕はないと考える。子どもの意見を無視してよいという趣旨ではないが、この文言があることで、一時保護を躊躇してしまうことが懸念される。

(委員)「滋賀県の家庭的養護推進にかかる方策」と一体的にするという議論はこれまでな かったのではないか。

保育所等の入所選考について、「配慮されるよう働きかけます。」の部分については、主語 が県なのか、市町なのかわかりにくい。

(事務局)「社会的養育推進計画」が「滋賀県の家庭的養護推進にかかる方策」に代わるものという位置づけである。虐待防止計画と社会的養育推進計画を一体的にするということについては、第1回部会でお諮りさせていただいている。また、計画の中でこの部分は社会的養育推進計画であり、この部分は虐待防止計画であるという説明はさせていただいていないが、2つの計画を一体的に作成しているので、虐待防止計画について議論と併せて社会的養育推進計画について議論させていただいたという認識をしているところである

(事務局)認定こども園等への入所決定にあたっては、市町において入所調整していただいているが、県としては行政指導監査において、入所選考における配慮について、適切な実施に向けて働きかけることを記載している。

(部会長)保育所入所に干渉すべきケースについて、市町は受け入れができる体制を整える こととされているが、制度が動いていない、または理解されていない市町もあるのではない かと思うので、この項目は大事だと思っている。

(委員)産後ケア事業については、昨年度の母子保健法の改正で2年以内に実施することを 市町の努力義務とされたところであるので、2021年度までに各市町において取り組めるよ う支援するといったことを記載してはどうか。また、始まって間もない事業であるので、産 婦健康診査と併せて注釈も設けた方がわかりやすい。

「母子保健施策を通じた」と記載されている部分について、児童福祉法に基づく事業も含まれているので、明記していただいた方がわかりやすい。また、健診の表記については、健

康診査にしていただきたい。

(部会長) ハイリスク妊産婦の早期発見・早期対応の記載について、ハイリスク妊産婦が虐待をするという誤解を与えるのではないかという御意見があったとのことであるが、虐待や要保護的な意味でリスクの高い妊産婦と母子保健上のハイリスク妊産婦は異なると思う。母子保健上のハイリスク妊産婦の定義はどうか。

(健康寿命推進課)低出生体重児、出産時に問題がある母子や、育児不安を抱えた親などが含まれる。近年、育児不安の親が増えてきており、ハイリスク妊産婦が虐待につながるケースもあるが、そうでないケースもあるので、表現を修正させていただいたところである。

(部会長) ハイリスクという言葉が母子保健領域と児童福祉領域とで実例としてややずれているものがある。

(委員) 昨年の虐待防止法の改正で体罰が禁止されたところであるので、本計画にもう少し 記載した方がいいのではないか。

(部会長) 法的根拠も強調して記載してはどうか。

(部会長) 今回部会は最終回ということで、一部体裁の修正等があるが、私が引き取って事務局と調整し、すすめていくこととしたい。